新設分割公告

平成25年2月18日

債権者各位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号 東京 製 綱 株 式 会 社 代表取締役 蔵重 新次

当社は、平成25年2月8日開催の取締役会において、平成25年4月1日を基準日として、 東綱スチールコード株式会社(住所 岩手県北上市北工業団地7-1)および東綱機械株式会社 (住所 岩手県北上市北工業団地2-16)を会社分割により新たに設立することを決議いたし ました。これにより、当社のスチールコード製造事業を東綱スチールコード株式会社に、産業 用機械製造事業を東綱機械株式会社に、関係する権利義務をそれぞれ承継させることを決定い たしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、本会社分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため株主総会の 承認決議を経ずに決定しております。

記

- 1. 本会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
- 2. 当社は金融商品取引法による有価証券報告書提出会社です。

以上